

大牟田市立銀水小学校 いじめ防止基本方針

文部科学省の方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法」をもとに学校および学校の全職員の責務（第八条）から、基本理念にのっとり、「いじめ」は絶対に許されない行為として、また、違法行為として本校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係機関との連携を図る。学校全体でいじめの防止および発見に取り組むとともに、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にとれに退所する責務を有するところから銀水小学校いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条 平成25年9月28日施行）

(2) 学校いじめ防止基本方針の目的

いじめ防止対策推進法の施行を受け、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応することを目的とする。

(3) 基本的な方向性

- ① いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現させるためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力、活動する必要がある。
- ④ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(4) 基本方針

- あらゆる教育活動を通じ、いじめを生まない風土を構築し、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校作りを目指す。
- 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識や学習規律を確立し、基礎的な学力をつけさせすべての児童が認められるという実感（自己有用感）を育むため、子どもの発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- いじめを絶対に許されないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、指導体制や相談体制を確立し、計画的な取組を具体的に実践するために学校長、校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- 児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況把握に努める。

2 銀水いじめ防止対策委員会

(1) 組織の構成

- 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラー等外部有識者、保護者代表（PTA会長）で構成する。
- 校長直属の組織に属し、銀水いじめ防止対策委員長を教頭とする。
- 児童がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処するために、関係職員を招集する。

(2) 役割

- いじめ防止対策推進を目的とし、毎学期に1回、また校長が必要と認めた際に開催し、以下の役割を果たす。
 - ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - ・いじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・いじめの相談、通報の窓口
 - ・いじめや問題行動に関する情報の収集・記録・共有
 - ・いじめの事実関係の把握、いじめであるか否かの判断
 - ・関係児童への事情聴取、指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携等、いじめへの組織的対応の中核
 - ・教職員の共通理解と意識啓発
 - ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・個別面談や相談の受け入れと集約

3 いじめ防止のための学校の対応

(1) 未然防止

① 教育課程の充実（児童をいじめに向かわせないための教育活動）

- 各教科で
 - ・基本的な学習規律の確立
 - ・基礎的・基本的な画力の確実な定着を図る教科指導
- 特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で
 - ・特別の教科道徳の時間を要とした心の教育
 - ・特別活動、総合的な学習の時間における体験的・実践的活動を通して豊かな人間関係や集団づくり
 - ・インターネット等に関する情報モラル教育の計画的指導
 - ・基本的な生活習慣の確立

② 指導体制の充実 ※生徒指導実施計画を参照

- 生徒指導委員会
 - ・生徒指導担当者のいじめ問題に関するコーディネーターとしての位置づけ
 - ・組織的対応力向上のためのフローチャート（校内報告、連絡マニュアル）による連絡体制の確立
※巻末の危機管理マニュアル「児童の問題行動発生時の対処」を参照
- 学年会での情報交換
 - ・毎週水曜日に設定
 - ・「児童フェイスシート」の作成
- 校内いじめ防止対策委員会
 - ・「児童フェイスシート」を活用した「他の児童の心理的又は物理的な影響を与える行為を行う児童」、「他の児童や保護者から、心身の苦痛を感じていると捉えられた児童」への具体的支援の

検討

- ・毎月第1金曜日

○職員研修

- ・教職員の指導力向上のための職員研修の計画的実施

(2) 早期発見と早期対応 ※生徒指導実施計画を参照

① 早期発見・相談体制

○教育相談

- ・教育相談の毎学期1回の実施
- ・教育相談ポストの活用
- ・スクールカウンセラーとの連携

○アンケート・チェックリスト

- ・学校生活アンケートの実施（学期に1回）
- ・いじめに関するアンケートの実施（学校生活アンケートをしない月）
- ・児童いじめ等アンケートとチェックリストの実施（毎月1回）
- ・家庭用チェックリストの実施（毎学期1回）、福岡県PTA連合会における「いじめ撲滅月間」の取組の活用

② 早期対応 ※巻末の危機管理マニュアル「いじめ発生時の対応」を参照

○いじめ防止対策委員会を中心とした組織的対応

- ・事実関係の迅速かつ的確な把握（児童聞き取りの際、担任とともに教頭または主幹教諭の同席）
- ・事実関係の保護者および教育委員会への確実な報告
- ・いじめを受けた児童を守り、心のケアを促す組織的な対応
- ・いじめた児童への毅然とした指導および再発防止に向けた組織的支援

③ 関係機関との連携

- 児童相談所や警察等との適切な連携を図るため、関係機関と情報共有体制を確立しておく。

(3) 重大事態への対応 ※巻末の危機管理マニュアル「自殺兆候事案発生時の対応」,
「対人暴力時の対応」を参照

〈重大事態とは〉

- いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
- いじめにより欠席（年間30日を目安）を余儀なくされている疑いがある場合。
- ※児童や保護者からいじられた結果、重大事態に至ったという申し立てがあったときは安易に「いじめの結果ではない」、「重大事態とはいえない」と捉えることなく、上記を踏まえ重大事態が発生したものとして慎重に報告・調査を行う。

① 重大事態の調査

- 重大事態が発生した場合は直ちに本市教育委員会に報告を行い、調査を行う主体の判断をあおぐ。
- 本校が調査の主体となった場合は、事実関係の明確化及び事態への対応・再発防止のための調査を行う。その際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を明確にするよう努める。
- 調査を行うための組織は、銀水いじめ防止対策委員会を母体にして、必要に応じて適切な専門家を加える。この場合の専門家は、当該事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者とする。

○調査にあたっては下記の点に留意する。

- ・いじめられた児童や情報提供をした児童を守ることを最優先とすること
- ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にすること
- ・事実関係の確認とともにいじめた児童への指導を行うこと
- ・いじめられた児童には継続的なケアを行うこと

○いじめられた児童からの聴取が不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議し、調査に着手する。

※本校が調査の主体とならなかった場合は、資料を提供するなど積極的に調査に協力する。

② 調査結果の提供及び報告

○学校が調査の主体者になった場合、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係についての説明を行う。

○情報の提供にあたっては適時・適切な方法で行うとともにプライバシーの保護に十分配慮する。

○情報提供の内容・方法・時期については本市教育委員会からの指導をあおぐ。

4 学校評価

銀水いじめ防止対策委員会の組織と役割、学校でのいじめの未然防止・早期発見・早期対応について自己評価を行い、学校関係者評価委員会における協議を経て結果を公表する。

この「大牟田市立銀水小学校 いじめ防止基本方針」は、今後必要に応じて改訂していくものとする。

※参考資料 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)
「生徒指導提要」(平成22年3月 文部科学省)
「大牟田市いじめ防止基本方針」(平成30年5月1日改訂 大牟田市教育委員会)